

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	浦和区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市在宅介護支援センター事業業務(浦和区東部圏域)
履行場所	さいたま市内(浦和区東部圏域)
契約締結日	令和5年3月15日
契約の相手方名	医療生協さいたま生活協同組合
契約金額	2,074,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務について、在宅介護支援センターは、老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設であり、地域の要援護高齢者やその家族等の福祉の向上を図るために、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、適切な保健福祉サービスが提供できるように各種の支援及び総合調整を行うとともに、地域福祉活動を推進する団体及び個人に対して専門的な支援等の業務を行うものであり、事業にあたっては地域の実情の把握や関係機関とのネットワークを有していることが求められる。</p> <p>また、業務の性質上、保健・福祉に関する専門性が必要であり、平成18年3月31日付け厚生労働省老健局長通知において、事業の実施に当たっては、地域の実情に応じた担当地域を定めることが望ましいとされ、地域性を重要視することも要求されている。</p> <p>当該事業者は、当地域での高齢者の見守り等を行う在宅介護支援センター業務を継続的に担っており、ソーシャルワーカー等の専門職員を配置するとともに、当地域の実情を熟知し、当地域における関係機関とのネットワークも深く築くなど、知識と経験を有している。</p> <p>以上の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該事業者を選定し随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	浦和区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市在宅介護支援センター事業業務(浦和区南部圏域)
履行場所	さいたま市内(浦和区南部圏域)
契約締結日	令和5年3月15日
契約の相手方名	株式会社アズミコーポレーション アズミメディケアセンターさいたま在宅介護支援センター
契約金額	2,074,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務について、在宅介護支援センターは、老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設であり、地域の要援護高齢者やその家族等の福祉の向上を図るために、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、適切な保健福祉サービスが提供できるように各種の支援及び総合調整を行うとともに、地域福祉活動を推進する団体及び個人に対して専門的な支援等の業務を行うものであり、事業にあたっては地域の実情の把握や関係機関とのネットワークを有していることが求められる。</p> <p>また、業務の性質上、保健・福祉に関する専門性が必要であり、平成18年3月31日付け厚生労働省老健局長通知において、事業の実施に当たっては、地域の実情に応じた担当地域を定めることが望ましいとされ、地域性を重要視することも要求されている。</p> <p>当該事業者は、当地域での高齢者の見守り等を行う在宅介護支援センター業務を継続的に担っており、ソーシャルワーカー等の専門職員を配置するとともに、当地域の実情を熟知し、当地域における関係機関とのネットワークも深く築くなど、知識と経験を有している。</p> <p>以上の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該事業者を選定し随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	浦和区役所健康福祉部高齢介護課
件名	介護保険主治医意見書集配業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-18 外
契約締結日	令和5年3月27日
契約の相手方名	一般社団法人浦和医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,650,000円 集配料金200円/1通
随意契約によること とした理由	<p>当該業務は、介護保険の要介護(要支援)認定に当たり、必要な主治医意見書について、浦和管内の多くの医療機関への集配を行うものである。</p> <p>要介護(要支援)認定に際して、主治医が作成する主治医意見書が必要不可欠である。当該意見書の作成にあたり、各医療機関へ依頼することとなるが、認定に要する期間の短縮を図る上で、集中的かつ短期間で送付及び回収を行う必要がある。</p> <p>今回選定した一般社団法人浦和医師会は、浦和管内における医療機関への主治医意見書の集配を一元的に実施し、迅速かつ正確な業務の遂行が可能である。</p> <p>契約の目的である浦和管内における医療機関への主治医意見書の集配について、意見書の送付及び回収を迅速かつ正確に実施することが可能な者は、一般社団法人浦和医師会に限られることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	浦和区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市浦和区北部圏域高齢者生活支援体制整備事業業務
履行場所	さいたま市浦和区北部圏域 外
契約締結日	令和5年3月30日
契約の相手方名	医療法人社団誠信会
契約金額	4,500,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、高齢者の在宅生活を支えるため、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、シルバー人材センター等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的に、浦和区北部圏域における、地域全体で多様な主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援するものである。</p> <p>その実施に当たっては、①本事業の目的を理解し、確実かつ継続的に実施できる安定した組織であること。②多様な理念を持つ地域の提供主体と連絡調整ができる立場にあり、所属する組織の枠組みを超えた視点、地域の公益活動の視点、公平中立な視点を有すること。③ボランティア等の生活支援の担い手の養成、住民主体の通いの場の設置等のサービスの開発を効果的に実施できること。④日常生活圏域の中心である地域包括支援センターと密接な連携がとれること。⑤日常生活圏域単位の地域ケア会議である、地域支援会議を活用した会議運営ができること。⑥中学校区2～3校区を1つの圏域としている本市の日常生活圏域において、圏域内の多様な地域特性を理解した上で、地域的な偏りなくカバーできること。⑦圏域内の生活支援に係る社会資源の把握や地域の様々な情報収集能力を有していること。が、求められる。</p> <p>これらの要件を全て満たすのは地域包括支援センターのほかにはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該圏域の地域包括支援センター設置運営事業者である医療法人社団誠信会を選定し、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	浦和区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市浦和区東部圏域高齢者生活支援体制整備事業業務
履行場所	さいたま市浦和区東部部圏域 外
契約締結日	令和5年3月30日
契約の相手方名	社会福祉法人浦和福祉会
契約金額	4,500,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、高齢者の在宅生活を支えるため、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、シルバー人材センター等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的に、浦和区北部圏域における、地域全体で多様な主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援するものである。</p> <p>その実施に当たっては、①本事業の目的を理解し、確実かつ継続的に実施できる安定した組織であること。②多様な理念を持つ地域の提供主体と連絡調整ができる立場にあり、所属する組織の枠組みを超えた視点、地域の公益活動の視点、公平中立な視点を有すること。③ボランティア等の生活支援の担い手の養成、住民主体の通いの場の設置等のサービスの開発を効果的に実施できること。④日常生活圏域の中心である地域包括支援センターと密接な連携がとれること。⑤日常生活圏域単位の地域ケア会議である、地域支援会議を活用した会議運営ができること。⑥中学校区2～3校区を1つの圏域としている本市の日常生活圏域において、圏域内の多様な地域特性を理解した上で、地域的な偏りなくカバーできること。⑦圏域内の生活支援に係る社会資源の把握や地域の様々な情報収集能力を有していること。が、求められる。</p> <p>これらの要件を全て満たすのは地域包括支援センターのほかにはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該圏域の地域包括支援センター設置運営事業者である社会福祉法人浦和福祉会を選定し、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	浦和区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市浦和区中部圏域高齢者生活支援体制整備事業業務
履行場所	さいたま市浦和区中部圏域 外
契約締結日	令和5年3月30日
契約の相手方名	独立行政法人地域医療機能推進機構
契約金額	4,500,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、高齢者の在宅生活を支えるため、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、シルバー人材センター等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的に、浦和区北部圏域における、地域全体で多様な主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援するものである。</p> <p>その実施に当たっては、①本事業の目的を理解し、確実かつ継続的に実施できる安定した組織であること。②多様な理念を持つ地域の提供主体と連絡調整ができる立場にあり、所属する組織の枠組みを超えた視点、地域の公益活動の視点、公平中立な視点を有すること。③ボランティア等の生活支援の担い手の養成、住民主体の通いの場の設置等のサービスの開発を効果的に実施できること。④日常生活圏域の中心である地域包括支援センターと密接な連携がとれること。⑤日常生活圏域単位の地域ケア会議である、地域支援会議を活用した会議運営ができること。⑥中学校区2～3校区を1つの圏域としている本市の日常生活圏域において、圏域内の多様な地域特性を理解した上で、地域的な偏りなくカバーできること。⑦圏域内の生活支援に係る社会資源の把握や地域の様々な情報収集能力を有していること。が、求められる。</p> <p>これらの要件を全て満たすのは地域包括支援センターのほかにはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該圏域の地域包括支援センター設置運営事業者である独立行政法人地域医療機能推進機構を選定し、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	浦和区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市浦和区南部圏域高齢者生活支援体制整備事業業務
履行場所	さいたま市浦和区南部圏域 外
契約締結日	令和5年3月30日
契約の相手方名	社会福祉法人埼玉県共済会
契約金額	4,500,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、高齢者の在宅生活を支えるため、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、シルバー人材センター等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的に、浦和区北部圏域における、地域全体で多様な主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援するものである。</p> <p>その実施に当たっては、①本事業の目的を理解し、確実かつ継続的に実施できる安定した組織であること。②多様な理念を持つ地域の提供主体と連絡調整ができる立場にあり、所属する組織の枠組みを超えた視点、地域の公益活動の視点、公平中立な視点を有すること。③ボランティア等の生活支援の担い手の養成、住民主体の通いの場の設置等のサービスの開発を効果的に実施できること。④日常生活圏域の中心である地域包括支援センターと密接な連携がとれること。⑤日常生活圏域単位の地域ケア会議である、地域支援会議を活用した会議運営ができること。⑥中学校区2～3校区を1つの圏域としている本市の日常生活圏域において、圏域内の多様な地域特性を理解した上で、地域的な偏りなくカバーできること。⑦圏域内の生活支援に係る社会資源の把握や地域の様々な情報収集能力を有していること。が、求められる。</p> <p>これらの要件を全て満たすのは地域包括支援センターのほかにはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該圏域の地域包括支援センター設置運営事業者である社会福祉法人埼玉県共済会を選定し、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>